

事業名	指標等	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	事業内容	現状と課題	平成27年度からの方向性
地域子育て支援拠点事業 〈ひろば型〉	設置箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	4箇所	対象:3歳未満の児童と保護者 利用料:無料 ・公立保育所1か所は直営、NPO法人4か所、民間保育所7か所に委託し、地域の身近な場所で子育て中の親子の交流、育児相談、子育ての情報提供、子育てに関する講習等を行う。	○和歌山市直営の子育て支援センターは公立中之島保育所で運営、委託運営の子育て支援センターは私立保育園7か所で運営しているが、今後認定子ども園が整備され、認定子ども園の役割の「地域の子育て支援」が始まると、同じ役割を持った7か所の子育て支援センターの必要性が問われる。 ○次世代の計画で14か所設置が目標となっており、13か所目として南保健センター内に設置予定であり、センター型(民間保育所委託)の必要性検討のなか、ひろば型(NPO法人委託)のあり方をどうしていくか。	和歌山市直営の子育て支援センターは、地域子育て支援拠点の中心的役割を担い、利用者支援や地域支援をはじめ事業を拡充していく。保育所に委託運営の子育て支援センターについては、「地域の子育て支援」の役割を担う幼保連携型認定子ども園の今後の広がりに合わせ、存続の必要性を検討し、NPO法人に委託運営のつどいの広場については、保健所併設を念頭に地域の子育て支援の拠点として親子が気軽に集える場所を確保していく。
	延べ利用者数	21,551人	22,589人	24,133人	26,643人	31,214人			
地域子育て支援拠点事業 〈センター型〉	設置箇所数	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	対象:0歳から6年生の子どもの育児を援助したい方(提供会員)と援助してもらいたい方(依頼会員)の相互支援活動に関する連絡・調整を実施。NPO法人に委託。	○利用料金については、利用料の発生のため本当に困っている人が利用できているのか不明であるところはあるが、実際会員数が増加している現状と、低料金化することによって安易な利用につながる懸念、また依頼会員数が爆発的に増加した時の提供会員が対応できるか等の課題がある。 ○より一層会員を増やすため、ファミリー・サポート・センターの周知を徹底する必要がある。 ○紀州3人っこ施策の導入について、平成27年からの財源が流動的だが、導入時は対象事業全てでの実施が望ましい。	相互支援に基づく助け合いの事業である重要性の周知を含め、更なる広報の充実により、会員を確保し、事業を拡充していく。
	延べ利用者数	28,248人	33,945人	31,090人	33,616人	37,311人			
ファミリー・サポート・センター 事業	設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	対象:0歳から6年生の子どもの育児を援助したい方(提供会員)と援助してもらいたい方(依頼会員)の相互支援活動に関する連絡・調整を実施。NPO法人に委託。 利用料:1時間700円(8時~20時)800円(6時~8時、20時~22時)1,000円(22時以降) 病児・病後児・宿泊:1時間900円(8時~20時)1,200円(6時~8時、20時~22時)7,000円(22時~6時)	○利用料金については、利用料の発生のため本当に困っている人が利用できているのか不明であるところはあるが、実際会員数が増加している現状と、低料金化することによって安易な利用につながる懸念、また依頼会員数が爆発的に増加した時の提供会員が対応できるか等の課題がある。 ○より一層会員を増やすため、ファミリー・サポート・センターの周知を徹底する必要がある。 ○紀州3人っこ施策の導入について、平成27年からの財源が流動的だが、導入時は対象事業全てでの実施が望ましい。	相互支援に基づく助け合いの事業である重要性の周知を含め、更なる広報の充実により、会員を確保し、事業を拡充していく。
	会員数	690人	871人	922人	920人	1,039人			
	利用件数	2,821件	3,363件	3,695件	3,499件	4,906件			
妊婦検診	受診率	96%	96%	95%	97%	97%	対象:妊婦健診受診日に和歌山市に住所を有している妊婦 ・妊婦が医療機関で健康診査を受けた場合の費用の一部を公費負担する。	○妊娠届出以降の受診券利用のため、第1回目の受診券を妊娠届出前に医療機関で受けてしまっているケースがあり、受診率を100%に近づけるためには更に周知が必要である。 ○受診率の出し方として、1回目の検診の利用件数/妊娠届け出件数であり、ほぼ100%近い。1回目の受診時受診券を持参していないようであれば医療機関でも説明をってもらうよう依頼するなどの方法で、受診率を維持していく必要がある。	受診率を100%に近づけるよう、医療機関等への協力依頼に努め、母子健康手帳交付時等の機会を利用し、更なる周知に努める。
	受診人数	3,140人	3,161人	3,207人	3,195人	3,120人			
乳児家庭全戸訪問事業	訪問数	件	851件	1,150件	1,800件	2,161件	対象:概ね2カ月から4カ月を迎えるまでの乳児がいる全家庭。 ・対象家庭に訪問員(保健師、看護師等)や地区担当保健師が、育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のため訪問支援する。	○全戸訪問であるが未実施者が3割あり、孤立化防止・支援家庭の発見である目的を達しているか不明確。未実施者へのアプローチの方法の検討が必要なかで、地域住民(民生委員・児童委員)を訪問員として活用するなど方法は考えられないか。 ○里帰りしている人への未実施が3割に入っている可能性もあり、里帰りや和歌山市を出ている人、また来和している人への事業のあり方に課題が残る。 ○新生児訪問事業を当事業と一体的に実施できるのではないか。	保健師、助産師等の専門職の訪問により、重要な事業内容のひとつである養育支援の把握において体制を整えた訪問をおこなう。また、訪問率を上げるため、出生届受理や生後2カ月時のメッセージ送付等の機会を活用した周知及び未申請者へのアプローチを積極的に図り、引き続き全戸訪問を目指す。新たに、里帰り出産等により来和している育児に関する不安や悩みを持つ訪問依頼者についても、適宜対応していく。
	対象件数	3,114件	2,966件	3,042件	3,019件	3,116件			
養育支援訪問事業	支援実家庭数	人	169人	345人	450人	552人	※地域保健課と子ども総合支援センターで実施 対象:養育支援が必要な家庭(地域保健課は主に乳児全戸訪問にて対象となった家庭) ・保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための指導・助言等を、保健師、保育士等が行う。	○養育支援ケースが年々増加しており、多問題における対応困難ケースも多く苦慮し、現在の職員体制では対応が困難である現状も踏まえ、効率よくケースの回りを充実させるため、2課で実施している当事業を一つの課で専門チームで実施できないか。 ○産後まもない間や一時的に育児や家事が困難になった場合に、育児・家事援助を必要としている家庭へ養育支援のプランの手段のひとつとして、ヘルパー派遣制度が必要である。	主に乳児家庭全戸訪問事業で把握された母子保健の観点から支援を行う地域保健課と、主に関係機関からの支援依頼により児童虐待予防や早期発見等を行うことも総合支援センターのそれぞれの専門性を生かしつつ、連携を強化し、養育が必要な家庭への支援を行う。また、産褥期や一時的に育児や家事が困難になった場合に対応できるような体制整備を検討していく。
	訪問件数	件	560件	972件	1,302件	1,589件			
トワイライトステイ事業	設置箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	3箇所	3箇所	対象:保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となる家庭の2歳以上18歳未満の児童 ・児童養護施設において児童を預かる。 ・夜間養護(平日の昼食後の利用。夕食・入浴の提供あり)休日預かり(休日の朝食後の利用。昼食・夕食・入浴の提供あり)、宿泊の3種類がある。 利用料金(1日あたり):①生活保護世帯・市民税非課税世帯のひとり親家庭の世帯:夜間・休日・宿泊ともに0円、②市民税非課税世帯:夜間300円、休日350円、宿泊300円、③その他の課税世帯:夜間750円、休日1,350円、宿泊750円	○送迎のサービスが無いため、移動手段がないと利用しにくい。 ○施設の空き状況により受入人数が変動するなど、利用したいときに利用が出来ていないか不明である。 ○少人数の繰り返しの利用のため、必要とする人に利用してもらえているか判断が難しい。	利用者数に関わらず必要不可欠な事業であり、必要な家庭が利用できるよう事業の周知を図るとともに、保護者が養育困難となった場合等適切に児童の養育・保護が行える体制整備を図る。
	利用者数 ※申請者の実人数	7人	9人	13人	11人	6人			
	延べ利用日数	104日	336日	334日	148日	127日			
ショートステイ事業	設置箇所数	5箇所	7箇所	7箇所	6箇所	6箇所	対象:保護者の身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難である家庭の0歳から18歳未満の児童 ・児童養護施設、乳児施設において養育・保護を行う。(原則7日以内) 利用料金(1日あたり):生活保護世帯・市民税非課税のひとり親家庭の世帯については0円、市民税非課税世帯で2歳未満児:1,100円、2歳以上児:1,000円、その他の課税世帯2歳未満児:5,350円、2歳以上児:2,750円。	○送迎のサービスが無いため、移動手段がないと利用しにくい。 ○施設の空き状況により受入人数が変動するため、必要とする人に事業を活用してもらえているか不明である。	利用者数に関わらず必要不可欠な事業であり、必要な家庭が利用できるよう事業の周知を図るとともに、保護者が養育困難となった場合等適切に児童の養育・保護が行える体制整備を図る。
	利用者数 ※申請者の実人数	43人	23人	37人	38人	20人			
	延べ利用日数	364日	397日	328日	352日	332日			

事業名	指標等	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	事業内容	現状と課題	平成27年度からの方向性
一時預かり事業	設置箇所数	16 箇所	15 箇所	16 箇所	16 箇所	16 箇所	対象: 保育所に入所していない1歳から就学前までの子ども ・保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所で一時的に預かる。公立保育所8か所、私立保育所7か所 ・保育時間: 8時～17時 ・利用料: 1人につき1,900円 ・保育日数 非定型的保育サービス 週3回を限度 緊急保育サービス 月12日限度 私的理理由サービス 月2日限度	○公立保育所は、空き部屋を利用しているため、保育所運営状況の見直し(保育所の統廃合)により、部屋の確保に課題が残る。	一時預かり事業、延長保育及び長時間保育については、体制が整った幼保連携型認定こども園から順次、実施していく。
	延べ利用者数(日数)	6755.5 日	5619.0 日	6770.0 日	7039.0 日	8001.5 日			
延長保育事業 (私立保育所)	設置箇所数	35 箇所	35 箇所	35 箇所	35 箇所	35 箇所	対象者: 11時間の開所時間内では送迎出来ない家庭の児童 ・各私立保育所に直接申請し、希望する可能時間まで保育を行う。	○需要に応じて実施箇所数を増やす必要がある。 ○公立保育所の長時間保育を延長保育にどのようにしていくか。利用料の問題点、保育所側の人員の問題がある。	
	利用者数	2,040 人	2,380 人	2,284 人	2,463 人	2,601 人			
	延べ利用者数	119,179 人	138,552 人	138,905 人	139,590 人	146,653 人			
長時間保育 (公立保育所)	設置箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	対象者: 8時間の開所時間内では送迎出来ない家庭の児童 ・希望する可能時間(11時間を超えない保育時間)まで保育を行う。		
	利用者数	157 人	167 人	175 人	163 人	202 人			
病児保育事業	設置箇所数	/	/	/	/	1 箇所	対象: 病気の回復期に至っていない10歳未満の児童 ・月山病院に委託。病児保育室「びんびん」にて実施。 利用料: 1日 2,500円 半日 1,000円	○市内で唯一の事業実施施設であり、利用申し込みが集中し、断らざるを得ないケースがあり、需要に応じた体制が必要である。	
	利用人数	/	/	/	/	250 人			
	日数	/	/	/	/	461 日			
病後児保育事業	設置箇所数	/	/	1 箇所	1 箇所	1 箇所	対象: 病気の回復期にあるが、集団生活が困難な満1歳から小学校3年生くらいまでの子ども ・抗ノ瀧保育所にて実施(連続して7日以内) ・保育時間 8時～17時(土日祝日12/29～12/31、1/2～1/3除く) 利用料: 1人につき2,000円(非課税世帯5割、生活保護世帯免除)給食費: 300円(生活保護世帯免除) ・利用日数: 連続して7日以内	○利用者が少ない。要因の一つとして、通常の保育で対応できていると考えられる。また、事前に申請が必要であり、申請時に医師の意見書が必要になるなど、利用手続きに手間がかかることも考えられる。	
	利用人数	/	/	0 人	3 人	1 人			
	日数	/	/	0 日	6 日	1 日			
放課後児童健全育成事業 <空教室>	設置箇所数	42(45) 箇所	42(45) 箇所	49(52) 箇所	50(55) 箇所	52(57) 箇所	対象: ひとり親家庭、共働き家庭など児童が帰宅時に留守家庭のおおむね10歳未満(1年生から3年生、定員に余裕があれば4年生以上)の児童 ・若竹学級については、各小学校の空教室を利用し、生活の場を提供し、開校時間内に指導員のもと宿題や遊びを行う。	○平成24年7月1日からの有料化に伴う事務量の増加や、利用料の未納者に対する滞納整理の問題 ○開設時間の延長に伴う指導員確保の問題 ○有料化により利用者の開設時間の延長希望等要望が多様化しており、今後の対応が必要である。 ○指導者の資質の向上。 ○平成27年度から対象年齢が小学校6年生までになることによる対応をどのようにするか。	児童福祉法の改正により対象児童が「10歳未満の児童」から「小学生に就学している児童」とされたことについて、小学6年生までの児童を受け入れるため、指導員の資質の向上と体制の強化、施設の確保等のハード面の充実を図る。
	利用者数	1,901 人	1,907 人	2,089 人	2,170 人	1,731 人			
	待機児童数	12 人	40 人	5 人	23 人	0 人			
放課後児童健全育成事業 <保育所>	設置箇所数	13 箇所	13 箇所	13 箇所	13 箇所	12 箇所			
	利用者数	325 人	353 人	346 人	274 人	252 人			